

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年9月23日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度 遊休資産活用促進フォローアップ事業

(2) 業務内容等

商店街の遊休資産（空き店舗等）増加への対策として、遊休資産所有者（元店主等）に対し、資産活用の方法を示し、商店街の遊休資産対策への取組を促すためのセミナー・個別相談会や調査（アンケート調査、フォローアップ調査）、事業の効果検証の実施。

(3) 契約価格の限度額

2,490,400円（税込み）

2 契約期間

契約日から令和3年2月28日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行い、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部商工業局地域産業課

電話:054-221-2524 FAX:054-221-5002 E-mail:mati@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和2年9月23日（水）から令和2年10月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書7部、見積書7部、会社概要又はそれに類するもの1部

イ 提出期限 令和2年10月2日（金）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

下記のとおり実施する。

ア 日時 令和2年10月12日（月）の指定した時間（参加者には、別途通知する。）

イ 方法 Google meet等のオンラインにて実施

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は提案者の負担とする。